府　令

○内閣府令第七十五号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十二月三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第八十四条中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

附　則

この府令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百五十七号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十一条の二及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条の二の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月三日

厚生労働大臣　三井　辨雄

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「五十八歳」を「五十九歳」に改める。

一　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十二条の二第二項

二　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十五条の二第二項

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の厚生年金保険法施行規則第十二条の二第二項の規定は、この省令の施行の日以後に五十九歳に達する同項の被保険者（同日前に五十八歳に達したものを除く。）について適用し、同日前に五十八歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

3　この省令による改正後の国民年金法施行規則第十五条の二第二項の規定は、この省令の施行の日以後に五十九歳に達する同項の被保険者（同日前に五十八歳に達したものを除く。）について適用し、同日前に五十八歳に達した同項の被保険者については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百五十八号

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年財務省令第六十五号）の施行に伴い、勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月三日

厚生労働大臣　三井　辨雄

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の十三第二号ハ中「第十八条の二十一第十三項」を「第十八条の二十一第十四項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年十二月四日から施行する。

○経済産業省令第八十七号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第一条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月三日

経済産業大臣　枝野　幸男

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一類の項下欄第十二号中「試験紙」を「試験紙（医療用のものを除く。）」に改める。

別表第五類の項下欄第三号中「医療用油紙」を「医療用試験紙　医療用油紙」に改める。

別表第六類の項下欄第二十号中「金属製靴ぬぐいマット　金属製立て看板」を「金属製立て看板」に改める。

別表第八類の項下欄第八号中「五徳　殺虫剤用噴霧器（手持ち工具に当たるものに限る。）」を「殺虫剤用噴霧器（手持ち工具に当たるものに限る。）」に、「火消しつぼ　火ばし」を「火ばし」に改める。

別表第九類の項下欄第十一号を削り、同項下欄第十二号を同項下欄第十一号とし、同項下欄第十三号から同項下欄第三十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二十一類の項下欄第十一号中「こて台」を「こて台　五徳」に、「はえたたき」を「はえたたき　火消しつぼ」に改める。

別表第二十八類の項下欄第十二号中「柄付き補虫網」を「柄付き捕虫網」に改める。

別表第三十七類の項下欄第十号を次のように改める。

十　衣類乾燥機の貸与　衣類脱水機の貸与　鉱山機械器具の貸与　洗車機の貸与　電気洗濯機の貸与　土木機械器具の貸与　排水用ポンプの貸与　モップの貸与　床洗浄機の貸与

別表第三十九類の項下欄第十一号中「航空機の貸与」を「航空機の貸与　航空機用エンジンの貸与」に改める。

別表第四十類の項下欄第十号中「パルプ製造用、製紙用又は紙工用の機械器具の貸与」を「パルプ製造用、製紙用又は紙工用の機械器具の貸与　ボイラーの貸与」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（係属中の商標登録出願等に係る経過措置）

2　この省令の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。